

銚田市

DX

デジタル・トランスフォーメーション

推進計画

令和6年1月





# 目次

1	D X（デジタル・トランスフォーメーション）とは	1
2	国の動向	2
3	本計画策定の背景と目的	3
4	本計画の位置づけ	4
5	計画期間	5
6	本市の目指すビジョン	6
7	D X 推進に向けての基本的な考え方	8
8	D X 推進に向けての基本方針	10
9	D X の推進体制	12

## 《具体的な取り組み》

	国の重点取組事項に対する本市の方向性	13
	自治体 D X の重点取組事項	14
	自治体 D X の取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組	28
	自治体における D X の推進体制の構築	34



# 1 DX（デジタル・トランスフォーメーション）とは

一般的にDX（デジタル・トランスフォーメーション）とは、最新のデジタル技術を駆使して、デジタル化社会に対応するための取り組みという意味を指すビジネス用語として使われています。

国の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）によると、国や地方公共団体においては、日本が抱えてきた多くの課題の解決及び今後の経済成長にも資するよう、単なる新技術の導入ではなく、制度や政策、組織の在り方等をそれに合わせて変革していくために社会経済活動全般のデジタル化を推進することをDXと定義しています。

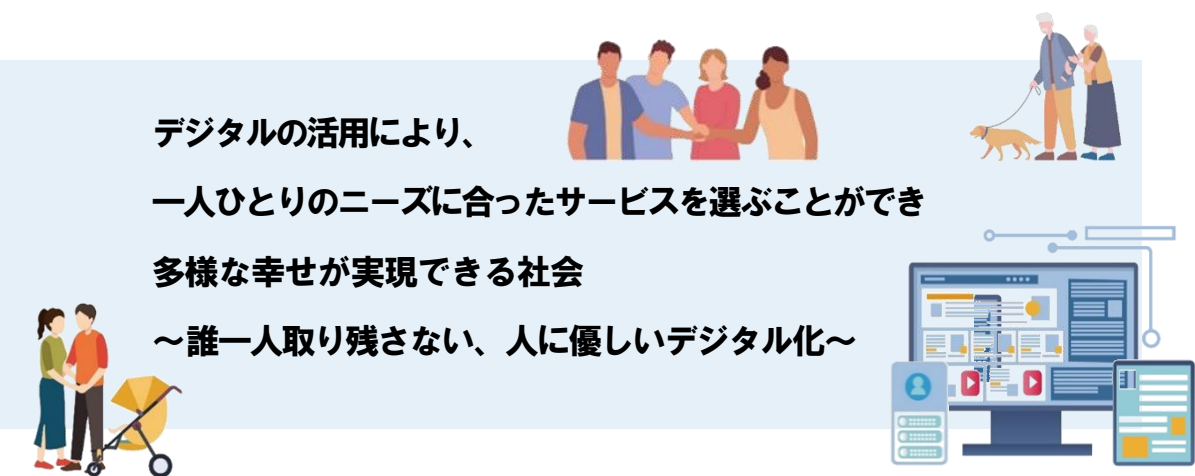
本市においては、国の基本方針を参考に、地域が抱える課題や人口減少をはじめとした今後起こりうる課題に対して、デジタル技術を活用し、これまでの仕組みや制度、組織の在り方を見直すことで、地域課題の解消と地域の担い手が不足していく状況においても持続可能な地域の基盤を整備していくことと定義します。



## 2 国の動向

新型コロナウイルス感染拡大により、これまでの地域や組織における文書・印鑑主義や対面を前提としたサービス提供方法を見直す必要がありました。そこで社会全体でデジタル化を進めるにあたって、多くの課題が浮き彫りになりました。

このような状況を受けて、国は「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を策定（令和2（2020）年12月）し、デジタル社会の目指すビジョンを次のとおり掲げました。



**デジタルの活用により、  
一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ  
多様な幸せが実現できる社会  
～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～**

その後、デジタル社会形成基本法第37条第1項等に基づく「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定し、デジタル社会の実現に向けて住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であることから、デジタル社会の実現に向けて市区町村においてDXを推進する意義が明示されました。

また、デジタル社会形成基本法、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を含めたデジタル改革関連法が成立・公布され、デジタル社会形成基本法第14条において、「地方公共団体は基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」こととし、地方公共団体の役割が明文化されました。

### 3 本計画策定の背景と目的

このような国の動向から国と地方公共団体の役割が決められ、デジタル社会形成基本法においても国と地方公共団体が相互に連携して施策を実施するよう明文化されました。

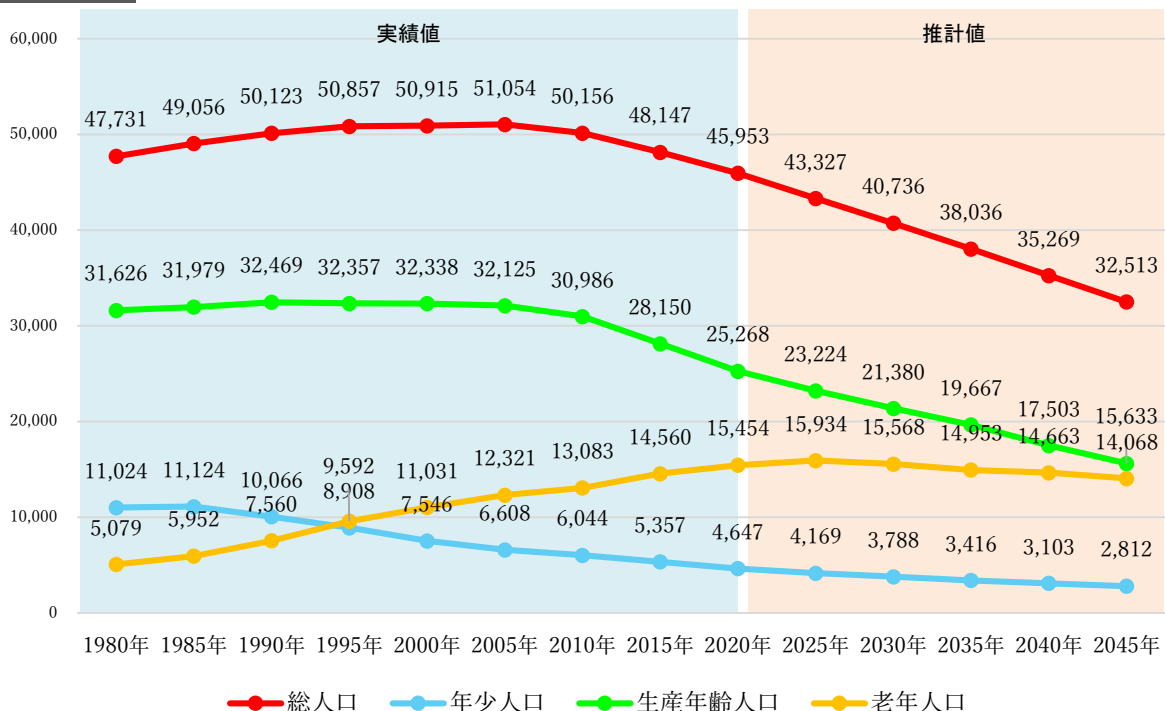
そこで、総務省は、国と地方公共団体との連絡調整に関することを掌握する観点から、重点計画等における各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するため、「自治体DX推進計画」を策定し、デジタル社会の構築に向けた取り組みを全自治体において着実に進めることにしました。

本市においても、現在地域が抱えている課題や人口減少をはじめとした将来起こりうる課題の解決に向けて、国が推進するデジタル社会の構築に向けた取り組みを推進するためには、デジタル技術を活用し、これまでの仕組みや制度、組織の在り方を変革する、いわゆるDXを進めていく必要があります。

そのため、本市におけるデジタル社会実現のための方向性及び重点的に取り組む事項などを示し、地域の実情に合わせたDXを推進することを目的に「銚田市DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進計画」を策定します。これにより本市が抱える人口減少や地域の担い手不足といった様々な課題に対し、デジタル技術の活用による住民の利便性の向上や業務効率化を図ることで、市民サービスの向上を目指します。

図表3-1

図表3-1 銚田市の人口推移（RESAS 地域経済分析システム）



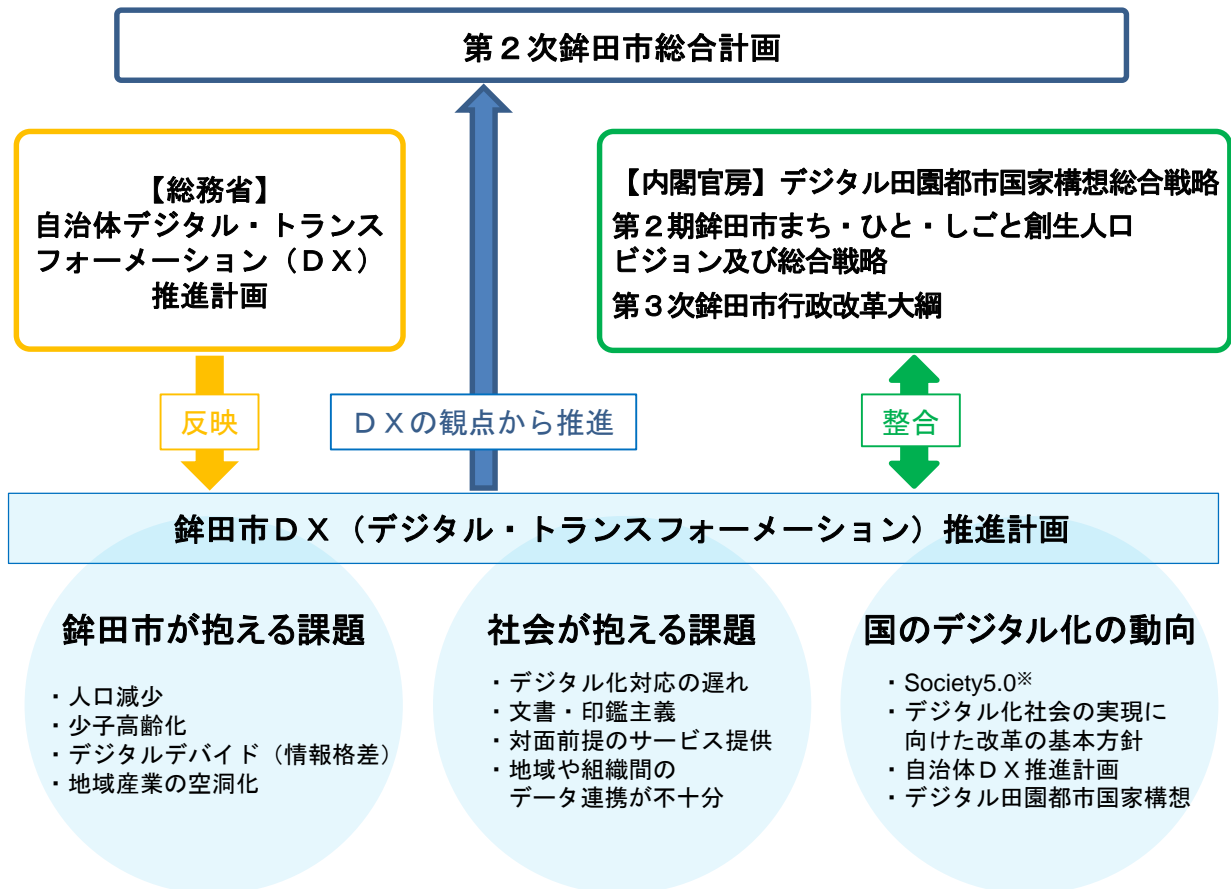
【出典】 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」  
 【注記】 2025年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ（平成30年3月公表）に基づく推計値。

## 4 本計画の位置づけ

本市の最上位計画である「第2次銚田市総合計画」においては、本市が目指すまちの将来像として「『いのち』と『くらし』の先進都市 “自然を尊び、農を誇り、喜びを生み出す21世紀のまち 銚田”」を掲げ、行政・市民・地域・団体等が同じ目標を共有し、相互理解のもとでそれぞれの役割と責務を担いながらまちづくりを実践する「自助・共助・公助」の協働のまちづくりを推進しています。本計画は、DXの観点から本市が目指すまちの将来像の実現に向けて推進するものとして位置づけます。

本計画策定にあたっては、国が策定した「自治体DX推進計画」をもとに本市の特性や実情を踏まえ、市の考え方や方針を定めています。そのため、本計画を推進することで国が目指す誰一人取り残されないデジタル化の実現を目指します。

また、本計画を取り組むにあたっては、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」や本市の「第2期銚田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略」、「第3次銚田市行政改革大綱」における取り組みと関連することから整合を図り取り組むものとします。



※Society5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。









## 5 計画期間

本計画の計画期間は、「自治体DX推進計画」の計画期間との整合を図り、令和5年度から令和7年度までの3年間とします。

ただし、令和5年度については全体周知を図るものとし、本計画に基づく各取り組みについては令和6年度から実施するものとします。

なお、本計画の期間及び内容については、国や県の動向及び関連する各種計画を反映させるよう、必要に応じ適宜見直しを行います。

計画	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第2次銚田市総合計画 後期基本計画					
第2期銚田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略					
第3次銚田市行政改革大綱					
【内閣官房】 デジタル田園都市国家構想 総合戦略					
【総務省】 自治体デジタル・トランス フォーメーション(DX) 推進計画					
銚田市DX(デジタル・トランス フォーメーション推進計画)					

## 6 本市の目指すビジョン

本市の最上位計画である銚田市総合計画においては、本市が目指すまちの将来像として「『いのち』と『くらし』の先進都市 “自然を尊び、農を誇り、喜びを生み出す21世紀のまち 銚田”」を掲げ、行政・市民・地域・団体等が同じ目標を共有し、相互理解のもとでそれぞれの役割と責務を担いながらまちづくりを実践する「自助・共助・公助」の協働のまちづくりを推進しています。

本市を取り巻く環境や課題、社会の変化といった様々な問題に対し、DXを推進することで本市の目指すまちの将来像を実現するため、本計画の目指すビジョンを以下のとおり掲げます。



## ビジョンの設定にあたって

本市のDXにおいては「DXで 人と未来がつながるまち 銚田」というビジョンを掲げ、デジタル技術を活用し、「人」を主軸とした未来につながるまちづくりを目指します。

本計画のビジョンにおける「人」とは、市民や職員のみならず、銚田市にかかわる方々も含まれています。本市の今、そして未来をつくるのは「人」であり、デジタル技術はあくまで補助でしかありません。

そのため、単にデジタル技術を導入するだけではなく、市民や職員をはじめとした、「人」がデジタル技術を理解し、積極的に利用していくことでその効果を最大限発揮できると考えます。また、近年は居住地にとらわれず、遠隔地からもデジタル技術を駆使して市の発展に取り組んでいただける機会も増えており、「人」のつながりの輪がデジタル技術によって広がりをみせています。

このような、地域や性別、年齢を問わず、本市を構成する様々な「人」とのつながりを大切にし、今後人口減少が進む中でも、次世代の方々が住みやすい地域社会を作っていくことが、本計画のビジョンに掲げた、人と未来がつながるまちを形成していくものと考えます。

### ✓ DXで「人」がつながる

→行政と市民  
市民と市民  
銚田との縁 など



### ✓ DXで「未来」がつながる

→今と未来  
現世代と次世代



## 7 DX推進に向けての基本的な考え方

本市における自治体DXについては、市民の方々の利便性の向上や地域課題の解消を目的とした「**地域DX**」、行政の業務効率化を図り行政資源の有効活用を目的とした「**行政DX**」と大きく2つの視点から推進していきます。

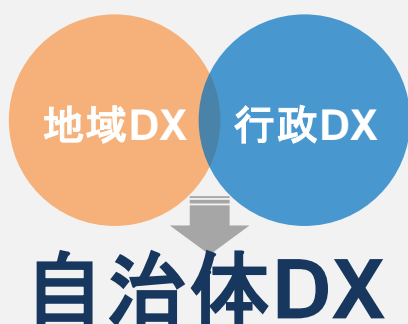
### 地域DX 市民の利便性の向上

本市における地域DXでは、デジタル技術を活用し、本市が抱える様々な課題の解消や、今後想定される問題に対し早期に対策を講じることで、市民の方々の利便性の向上を図ります。そのためには、市民ニーズを把握するとともに将来的な見込みを考慮し、最適なサービス提供の方法を検討する必要があります。また、サービス導入後についても、サービス内容の見直しや、利用者増加のための制度周知を随時行い、継続したサービス提供が行えるよう取り組みます。



### 行政DX 庁内の業務効率化や業務改善

本市における行政DXでは、デジタル技術を活用し、庁内の業務効率化や業務改善を図ります。導入にあたっては、現状の課題と目的を明確にし、単に便利ツールの導入とならないよう費用対効果を意識する必要があります。また、各々の課で類似したものを導入するというの無いよう、導入にあたっては横断的な利用を前提とし、検討を進めます。デジタル技術を活用し、更なる業務の効率化に取り組むことで、本市の限りある行政資源を有効に活用し、市民に必要なサービスを的確に提供できるよう取り組みます。



「地域DX」と「行政DX」という2つの視点から「自治体DX」を推進することで、更なる住民サービスの向上を目指します。

## 自治体D Xを取り組むにあたっての考え方

D Xについては、単なるデジタル技術の導入ではなく、デジタル化による既存の制度や取り組みの変革を前提としています。そのため、既存の取り組みのプロセスを把握し、どの場面でデジタル技術を活用するかという検討を行うとともに、アナログなプロセスの見直しや廃止を行うことで、人員や予算といった行政資源をどのように有効活用できるのか見通す必要があります。

デジタル技術の活用については導入後すぐに効果を発揮できるものがある一方で、導入後に利用者に浸透するまで時間を要するものもあります。そのため、デジタル技術の導入にあたっては、目標を設定し、都度効果検証することで、当初見込んだ効果と取り組みの成果の乖離を把握し、仕組みや導入ツールの見直しや取り組み継続の可否を適宜検討する必要があります。

これらを踏まえ、本市の抱える様々な課題に対して、部分最適化を図るのではなく全体最適化を前提に、本市の実情にあった過大・過小のない目的に沿った取り組みを推進します。



## 8 DX推進に向けての基本方針

本市のDXを推進するにあたっては前述の基本的な考え方に基づき、市として取り組むべき内容を検討していきます。その後、検討した取り組みを実行するにあたっては、目的や方向性を明確にし、市として一定の方向性を持って取り組むことが重要となります。

このことから、前述の基本的な考え方に基づき、市として取り組むべき方向性を示した基本方針を下記のとおり掲げます。下記の基本方針に基づき、DXの目的に沿った真に必要な取り組みを推進することで本計画に掲げるビジョンの実現を目指します。

### 地域DXの考え方に基づく

基本方針

## 1 市民の利便性の向上



### 行政DXの考え方に基づく

基本方針

## 2 行政事務の効率化



### 自治体DXを推進するにあたっての

基本方針

## 3 デジタル化のための基盤整備



## 3つの基本方針に基づく取り組み

### 基本方針1 市民の利便性の向上

本市のDXを推進する上で地域DXの考え方にに基づき市民の利便性の向上を図ります。更なる市民サービスの向上を図る一方で、将来の人口減少を見据えて市民サービスレベルを維持できるよう備える必要があります。そのため各取り組みを進めるとともに、すべての市民が同じように市民サービスを享受できるよう取り組みます。

#### 《基本方針1に基づき検討を進める主な取組》

- ✓ 行政手続きのオンライン申請の環境整備
- ✓ オンライン決済の環境整備
- ✓ リモート行政窓口の検討
- ✓ リモート相談窓口の環境整備
- ✓ デジタルデバイド対策
- ✓ 情報発信の多様化

### 基本方針2 行政事務の効率化

DXを推進するにあたり、市内の業務においても必要な見直しを行い、行政DXの考え方にに基づき行政事務の更なる効率化を図ります。ツールを導入した後も都度、業務やツールの見直しを行い、導入効果を最大限発揮できるように取り組みます。

#### 《基本方針2に基づき検討を進める主な取組》

- ✓ AIやRPAなど最新技術の活用
- ✓ 事務効率向上のための機器整備
- ✓ 在宅ワーク・リモートワークの環境整備
- ✓ 市内コミュニケーションツールの検討
- ✓ 情報システム標準化に伴う業務効率の向上
- ✓ ガバメントクラウドの利活用

### 基本方針3 デジタル化のための基盤整備

DXを推進するにあたり、下地となる基盤整備も同時に進める必要があります。DXにより今後様々な情報資産を取り扱うことから、必要なセキュリティ及び条例の見直しや取り扱う職員のリテラシーを向上する必要があります。また、今後、国としてはマイナンバーカードを主軸に様々な取り組みを推進する意向であることから、本市においても普及及び利用促進を図ります。

#### 《基本方針3に基づき検討を進める主な取組》

- ✓ マイナンバーカードの普及・取得促進
- ✓ 各種ガイドライン・規定の整備
- ✓ 情報セキュリティの強化
- ✓ 老朽化した機器の計画更新
- ✓ 職員のデジタルリテラシーの向上
- ✓ 条例等のアナログ規制の見直し

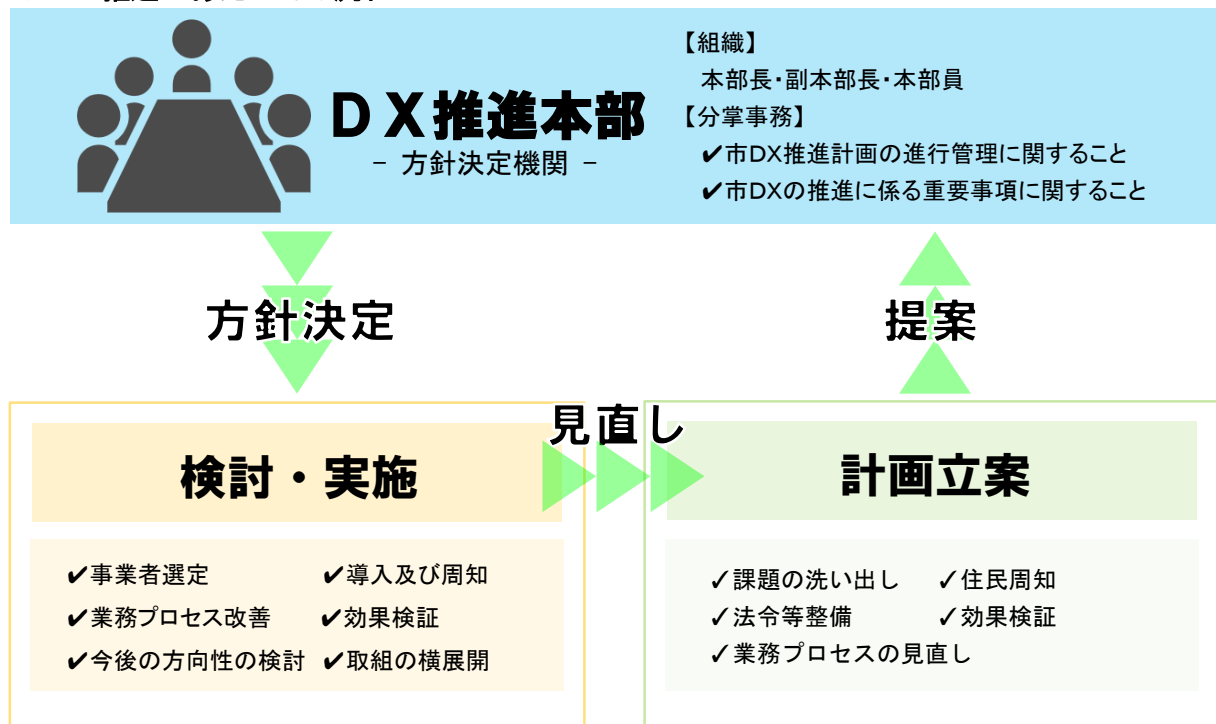
## 9 DXの推進体制

DXを推進するにあたっては、特定の事業担当課でのみ効果が得られるものや、全庁的に取り組むべきものなど、それぞれの部署や担当者の考える課題に対し、部分最適化を図るべき取り組みと全体最適化を図るべき取り組みがあります。それぞれが考える様々な課題に対し、デジタル技術を活用し、変革を促すことがDXの推進の意義である一方で、本市の人的資源をはじめとした行政資源を有効に活用するためには、新たな取り組みを横展開し、全庁一体となって取り組む必要があります。また、統一されていない住民サービスの提供は市民の混乱を招くとともに、重複経費の発生や人的ミスの誘発を招きます。そのため、各々の取り組みが本市にとって有効なものなのか、また、全庁一体的に取り組むべき取り組みかを審議し決定する方針決定機関として「銚田市DX推進本部」を設置し、本市のDXを推進するにあたっての一定の方向性及び今後の方針を決定します。

関係課で計画立案を行い、方針決定がなされた取り組みについては、実施に向けてより具体的な検討を進め、取り組みを実施します。

また、全庁的に取り組むべき事項については、必要に応じて関係課で構成した検討組織を立ち上げ、全体最適化に向けた取り組みとなるよう推進します。

### ▼DX推進にあたっての流れ





# 《具体的な取り組み》



## 国の重点取組事項に対する本市の方向性

総務省は「自治体DX推進計画」を策定し、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめるとともに、自治体に取り組むべき事項や内容、取り組むにあたっての考え方を明示しました。

本市において今後DXを推進し、様々な課題の解決に向けて取り組めますが、同時に国において地方が重点的に取り組むべき事項についても検討を進める必要があります。

そこで国が示した下記の地方に取り組むべき事項についての概要や国の方針を記載するとともに、各取り組みに対する本市の方向性について示します。

なお、本例示については、各々の国の指針についての現時点での本市の方向性を示すものであり、国や県の動向に応じて順次見直すものとします。

また、下記の取り組みによらず、本市独自の施策については今後順次取り組んでいくものとし、必要に応じて実施計画を策定し本市のDXを計画的に取り組んでいきます。

### 自治体DXの重点取組事項

- (1) 自治体フロントヤード改革の推進
- (2) 自治体の情報システムの標準化・共通化
- (3) マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
- (4) セキュリティ対策の徹底
- (5) 自治体のAI・RPAの利用推進
- (6) テレワークの推進

### 自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組

- (1) デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
- (2) デジタルデバイド対策
- (3) デジタル原則を踏まえた条例等の規制の点検・見直し

### 自治体におけるDXの推進体制の構築

- (1) 職員のデジタルリテラシーの向上

## 自治体DXの重点取組事項

### 取組事項① 自治体フロントヤード改革の推進

#### 概要

多様な住民ニーズに対応するためには、対面・非対面の対応を適切に組み合わせ、庁舎や自宅のほか住民に身近な場所でも対応可能にするなど、住民との接点の多様化・充実化（オムニチャンネル化※）を図る必要があります。 **図表S-1-1**

そのうえ、対面で手続きを行う場合であっても、データによる対応を前提とすることで、住民の利便性向上を図るとともに事務効率化による業務改善につながるよう取り組む必要があります。それにより住民と行政の接点である「フロントヤード※」の改革を加速し、実際の事務処理である「バックヤード※」の改革、これらの改革を通じて、庁舎空間が単なる手続きの場から様々な主体が集う地域課題解決の場として活用されていくことを目指す取り組みです。

#### 国の方針

多様な住民ニーズに応えられるよう、対面・非対面の対応を適切に組み合わせ、住民との接点をトータルで捉えることで、多様化、オムニチャンネル化を実現し、合わせてオンライン申請を含めた複数のデジタルツールを前提としたフロントヤード業務全体の改革を実施する。

また、フロントヤードの手続きを直接「データ」で対応し、その徹底を図ることで、内部事務の効率化、集約化を進める。また、処理件数や処理時間など申請処理にかかわるデータを把握したうえで、処理工程の見える化等により業務上の課題を分析し、対策を図ることで、データに基づく業務改善（データドリブン※な行政経営）につなげる。

その結果、業務改善により生まれた人的リソースを再配置することで、より手を差し伸べるべき方への相談業務等きめ細やかな業務へシフトする。これらの取り組みにより庁舎空間が単なる手続きの場ではなく、様々な主体が集い、相談や交流することで地域課題の解決の場としての活用を促す。

※オムニチャンネル化

リアルからオンラインまであらゆるチャンネルを相互に融合し、両者のチャンネルを境目なく運用すること。

※フロントヤード

庁舎や公共施設、通知や広報など自治体と住民の接点となる部分

※バックヤード

住民と接点を持たない自治体の内部事務

## 本市の方向性

本市の行政手続きにおいては、一部オンライン申請を行っており、申請件数も増加傾向であることから、一定のニーズがあると認められます。 **図表S-1-2**

今後、フロントヤード改革を推進するにあたっては、オンライン申請や書かない窓口ツールを用いることで、行政手続きに係る住民と行政の接点を増やすとともに、来庁や記入といった手間を削減することで住民の利便性向上を図ります。

それに加え、デジタルデータを用いた、API連携※の構築やツールを活用し、デジタル手続法の基本原則（①デジタルファースト②ワンスオンリー③コネクテッド・ワンストップ）※に則り、事務フローの見直しを行うことで、住民の待ち時間の短縮や人員の適材配置及びバックヤードの集約を目指します。

本取り組みにあたっては以下のとおり推進します。

**1** 令和5年度から令和6年度にかけて、既存のオンライン申請の利用促進を図るとともに、オンライン申請や書かない窓口の利用が可能な手続きの洗い出し及び申請フォームの作成を推進します。

**2** マイナンバーカードの利用促進を図るため、国において「特に国民の利便性向上に資するオンライン化対象手続き」として31手続 **図表S-1-3** を選定し、マイナポータルをはじめとした基盤構築を進めています。そのため、マイナンバーカードを活用した行政手続きの周知を図ることで、行政手続きの多様化を推進します。

また、マイナポータルなどの国の基盤も活用したオンライン申請や書かない窓口と業務システム間のAPI連携を構築し、業務効率化及び市民の待ち時間を短縮するための仕組みの構築を目指します。

※データドリブン

データを総合的に分析し、将来予測、企画立案、意思決定に役立てること

※API連携

アプリケーション・プログラミング・インターフェース (Application Programming Interface) の略。アプリケーション間やシステム間でデータや機能を連携し、利用できる機能を拡張することができる。

※①デジタルファースト

個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する

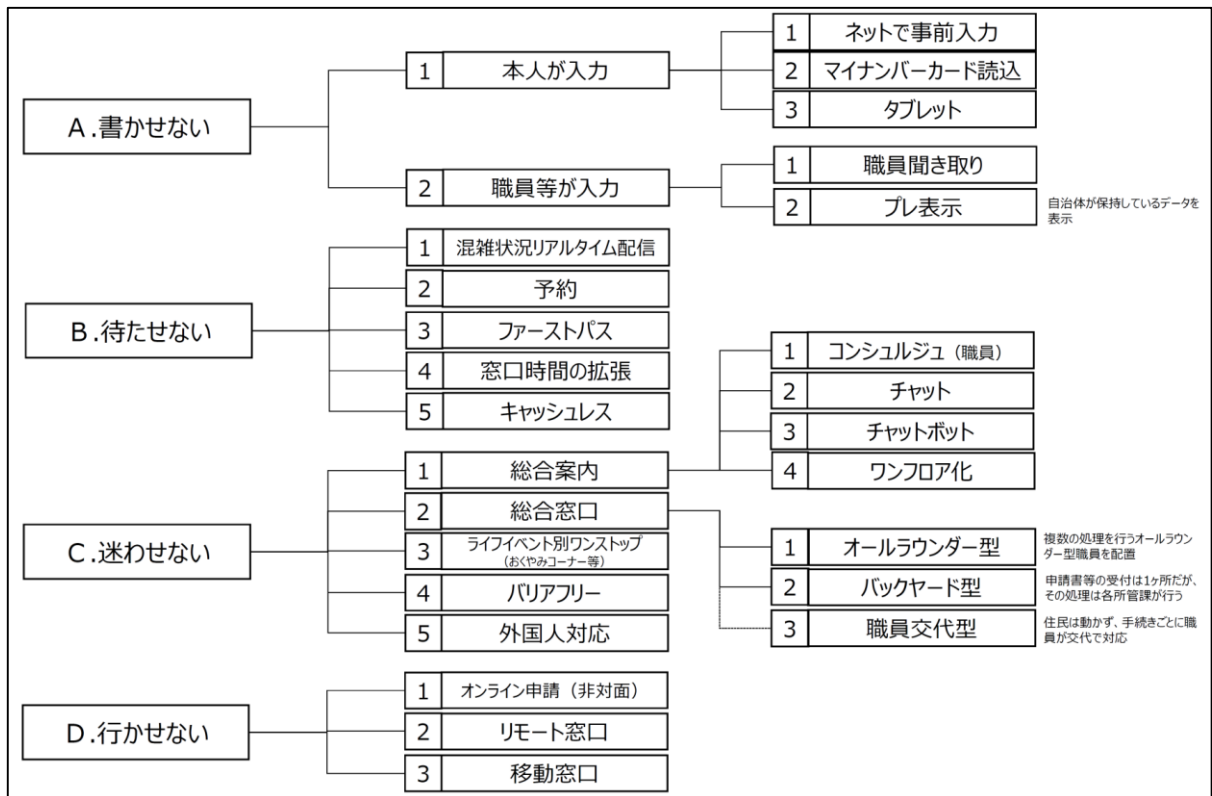
※②ワンストップオンリー

一度提出した情報は、二度提出することを不要とする

※③コネクテッド・ワンストップ

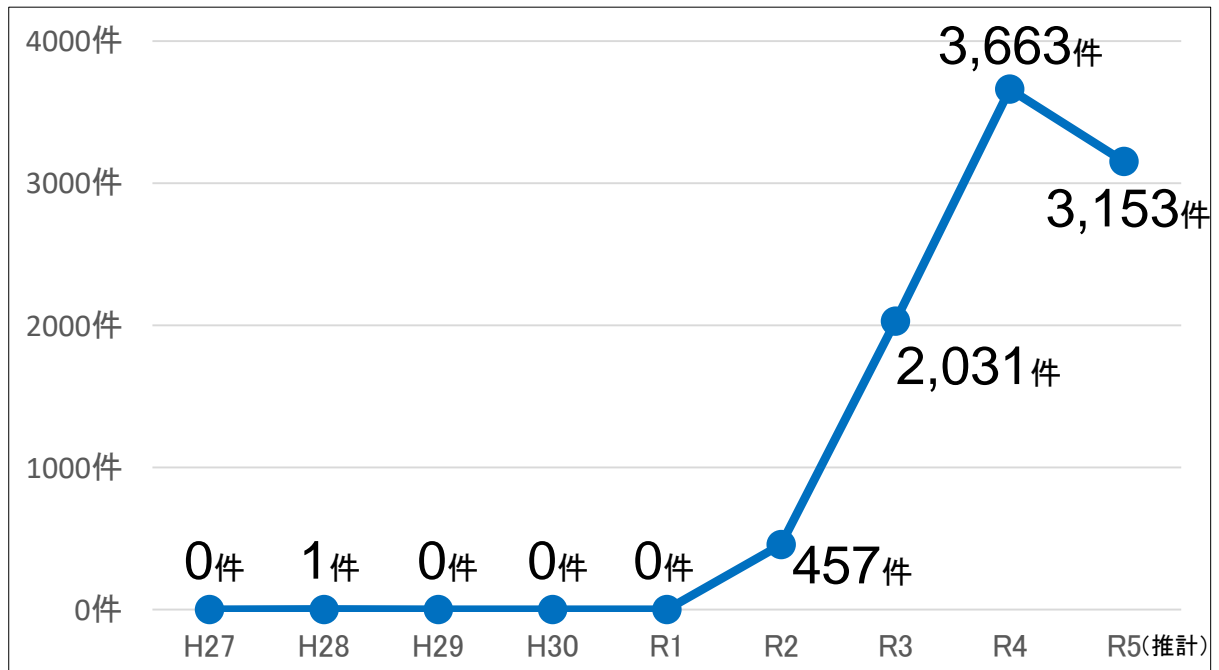
民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

図表S-1-1 地方公共団体のフロントヤード（窓口）における創意工夫



（出典）総務省 地方公共団体における行政改革の取組（令和5年5月公表）抜粋

図表S-1-2 銚田市の電子申請・届出サービス受付件数



**図表S-1-3** 特に国民の利便性向上に資するオンライン化対象手続き（31手続き）

子育て関係（15手続）※市区町村対象手続	介護関係（11手続）※市区町村対象手続
児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	要介護・要支援認定の申請
児童手当等の額の改定の請求及び届出	要介護・要支援更新認定の申請
氏名変更／住所変更等の届出	要介護・要支援状態区分変更認定の申請
受給事由消滅の届出	居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出
未支払の児童手当等の請求	介護保険負担割合証の再交付申請
児童手当等に係る寄附の申出	被保険者証の再交付申請
児童手当に係る寄附変更等の申出	高額介護(予防)サービス費の支給申請
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	介護保険負担限度額認定申請
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出	居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請
児童手当等の現況届	居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請
支給認定の申請	住所移転後の要介護・要支援認定申請
保育施設等の利用申込	<b>被災者支援関係（1手続）※市区町村対象手続</b>
保育施設等の現況届	罹災証明書の発行申請
児童扶養手当の現況届の事前送信	<b>自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続</b>
妊娠の届出	自動車税環境性能割の申告納付
	自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告
	自動車税住所変更届
	自動車の保管場所証明の申請

## 自治体DXの重点取組事項

### 取組事項② 自治体の情報システムの標準化・共通化

#### 概要

地方公共団体が業務を行うにあたって利用する基幹業務システム※を地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（以下、標準化法という。）に適合したシステムに統一し、業務の流れを一定にすることで業務改革（BPR）を推進します。

また、全地方公共団体が標準化法に適合したシステムを利用することで、他市町村との業務比較が容易になり、業務全体に係るコスト削減を含めた行政の効率化を図るための取り組みです。 **図表S-2-1**

あわせて、国がガバメントクラウド※を整備し、その環境の中に民間事業者が行政機関向けのアプリケーションを構築し提供することで、従来のように地方公共団体が独自で環境を整備する必要がなくなり、国の基準を満たした安全性の高いアプリケーションを安価に調達するための取り組みです。

#### 国の方針

基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度までにガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行できるよう、必要な支援を積極的に実施する。

そのため、デジタル庁及び制度所管省庁は、標準化仕様書を作成及び改定し地方公共団体のシステムの統一・標準化に向けて必要な環境整備を進めることで、BPRを含めた業務全体の運営経費の適正化を目指す。

また、地方公共団体においてガバメントクラウドの円滑な利活用を図るため、デジタル庁はガバメントクラウドの利用に関する基準を策定し、効果的かつ効率的なガバメントクラウドへの早期移行を目指す。

※基幹業務システム 住民生活に直接関係する事務に係る情報システム

※ガバメントクラウド 国や自治体がそれぞれの行政システムを利用するための共通のIT基盤のこと。国の基準に合致し、認可されたIT基盤上に、承認を受けたシステムが構築しており、地方公共団体はそこから必要なシステムを導入し、利用することができる。



## 本市の方向性

情報システムの標準化・共通化については、すべての地方公共団体が取り組む必要があるため、本市においても令和7年度末までに移行を進めます。

また、標準化にあたっては、原則ガバメントクラウドの利用が義務づけられていることから、本市においてもガバメントクラウドの利用を前提に進めることとし、利用に向けて必要は環境整備を行っていきます。

本取り組みにあたっては以下のとおり推進します。

- 1 自治体システムの標準化・共通化を行うにあたって、国の標準仕様と本市の業務システムや運用方法を比較検討する必要があります。その際に、機能や運用に変更が生じる内容や課題を整理し、標準化システムへ運用を適合させる必要があります。それには、主担当課において標準仕様との突合が必須となり、本稼働後に行政サービスが停止しないよう情報管理部門で進捗管理を行う必要があります。そのため、令和5年度から各システムの標準化移行時期にかけて標準化仕様の確認及び課題の整理を行います。
- 2 ガバメントクラウドの利用に向けて環境整備を行います。そのため、本市からガバメントクラウド環境までのネットワーク整備及び移行するシステムの動作検証を令和6年度下旬に行います。
- 3 情報システムの標準化移行の期限は令和7年度末までであることから、本市においても関係機関及び事業者と協議を行い、標準準拠システムへ移行します。移行に際しては、市民サービスに影響がないよう円滑な移行を目指します。

図表S-2-1 標準化対象事務として選定された基幹系20業務

住民基本台帳	軽自動車税	介護保険	児童扶養手当
選挙人名簿管理	就学	障害者福祉	子ども・子育て支援
固定資産税	国民年金	生活保護	戸籍
個人住民税	国民健康保険	健康管理	戸籍附票
法人住民税	後期高齢者医療	児童手当	印鑑登録

## 自治体DXの重点取組事項

### 取組事項③ マイナンバーカードの普及促進・利用の促進

#### 概要

国においては、マイナンバーカードをデジタル社会のパスポートと位置づけ、制度の安全と信頼に努めています。マイナンバーカードの保有状況は年々増加している状況を踏まえ、今後は官民様々な領域での利活用シーンの拡充などマイナンバーカードの利便性・機能の向上及び円滑に取得できる環境整備を進めます。

市町村においても、生活の様々な局面で利用される「市民カード化」を推進するものとし、マイナポータル継続的改善や利活用シーンの拡大等を通じて、マイナンバーカードの更なる利活用の普及に向けた取り組みです。

【マイナンバーカードの保有状況（令和5年10月末時点）】

	全国	茨城県	銚田市
人口に対する保有枚数率	72.7%	72.3%	64.9%

#### 国の方針

マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも確実・安全に本人確認・本人認証ができ、デジタル社会の基盤となるものである。現在、用途の拡充を図っており、住民の利便性向上につながっているほか、利活用が進むことで各種窓口事務の効率化にも寄与しているところである。今後も、マイナンバーカードと各種カードとの一体化や、行政手続のオンライン・デジタル化など利活用シーンは拡大することが見込まれる。

そのため、マイナンバーカードの取得の円滑化に向け、各々のニーズに対応した体制整備を進める。

主な取り組み方針としては申請から1週間以内で交付できる特急発行・交付の仕組みの構築や介護・障害福祉施設等での出張申請受付、暗証番号設定が不要なカードの交付など、取得率向上に取り組むとともに更なる利活用を推進する。

## 本市の方向性

本市におけるマイナンバーカードの保有率は全国平均を大きく下回っており、利活用を促進する施策を行うにあたって、まずは保有率を向上させることが喫緊の課題となります。

また、マイナンバー関連事業で令和4年度から実施していたマイナポイント事業については令和5年9月末までで終了し、現時点で本市として取り組んでいる事業はありません。

カード保有率の向上に向けて、国においても優良事例を示していることから、本市に即した形で保有率向上に取り組めます。また、マイナンバーカードを活用したオンライン申請の充実など、住民サービスの向上という観点で引き続き情報収集を行い、全庁的に利用機会の創出及び普及促進に努めていきます。

### マイナンバーカードでできること



マイナちゃん



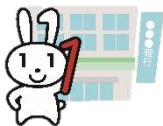
#### マイナンバーを証明できる

マイナンバーの提示が必要な様々な場面で、マイナンバーを証明する書類として利用できます。



#### 1枚で本人確認ができる

マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で済む唯一のカードです。



#### 民間のオンラインサービスで使える

オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引等に利用できるようになる見込みです。



#### 公的な証明書を取得できる

コンビニなどで住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できます。



#### 健康保険証として利用できる

対応する医療機関や薬局で保険証として利用できます。

## 自治体DXの重点取組事項

### 取組事項④ セキュリティ対策の徹底

#### 概要

デジタル基盤に関しては、全体最適かつ効率的なネットワーク構成となるよう、強固なセキュリティ基盤やユーザ利便性の向上、安定的な運用体制、強靭性※の確保を念頭に検討する必要があります。

特に、地方公共団体のセキュリティの基準となる「情報セキュリティポリシー」※を社会情勢に合わせて継続的に見直す必要があります。

また、情報サービスの多様化に伴い、現行の「三層の対策」※を抜本的に見直し、ゼロトラストアーキテクチャ※の考え方に基づくネットワーク構成に対応するよう検討が進められています。

これらの取り組みにより職員の利便性の向上を図るとともに、地方公共団体が持つ情報を守るため、更なるセキュリティの向上を図るための取り組みです。

#### 国の方針

地方公共団体の業務システムの標準化・共通化の取り組みやサイバーセキュリティの高度化・巧妙化を踏まえ、情報セキュリティ対策の徹底に取り組む。

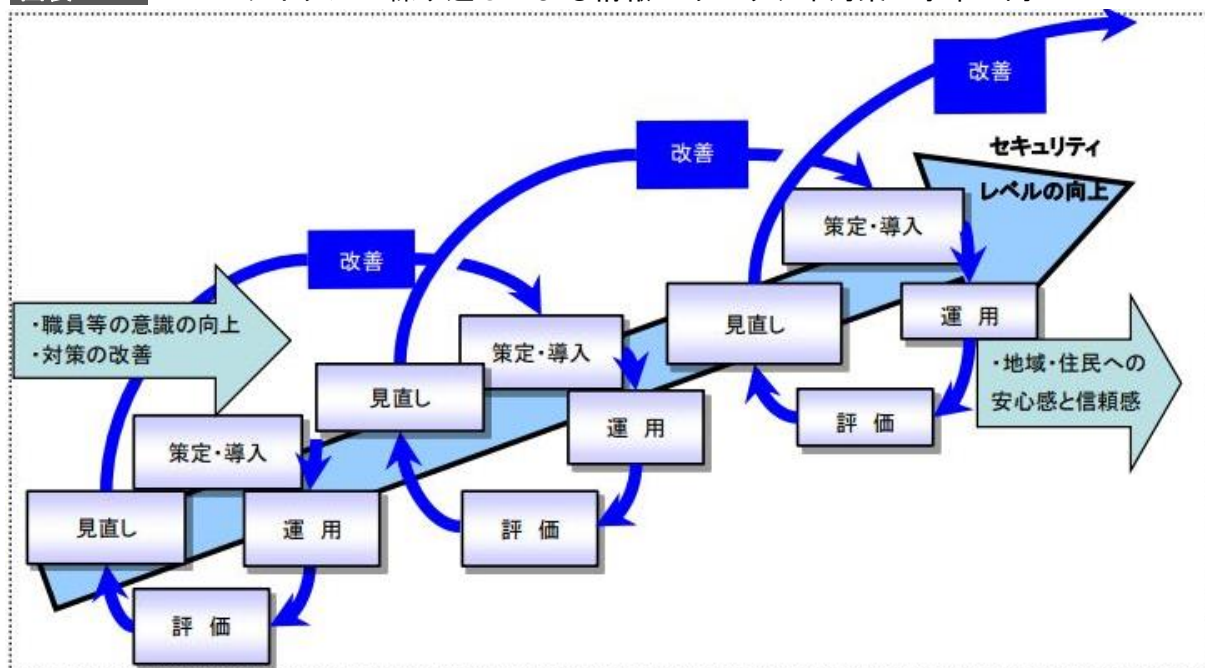
※強靭性	外的要因による被害を受けにくく、被害を受けた際に、その範囲を最小化かつ迅速に回復できる能力
※情報セキュリティポリシー	組織において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針を明文化したもの。
※三層の対策	自治体のネットワークを「個人番号や個人情報を利用する業務」「自治体を運営するための業務」「インターネットの接続が必要な業務」の3種類に分け、各々を分離することで、セキュリティを高める仕組み
※ゼロトラストアーキテクチャ	特定のユーザから特定のサービス間の通信のみ許可するなど個々のアクセス権限を最小にしたうえで、アクセス制御し、想定しない通信については、都度許可及び遮断するようネットワークを構築する考え方。
※マルウェア	コンピュータウイルスやスパイウェアなど悪意のあるプログラムやソフトウェアの総称。
※セキュリティインシデント	マルウェアの感染や不正アクセス、情報流出などセキュリティ上の脅威となる事象・事案

## 本市の方向性

近年は、サイバー攻撃の巧妙かつ高度化が進んでおり、マルウェア※感染の結果、業務が停止する事例も数多く報告されています。そのため、本市においても必要な対策を講じる必要があることから、以下のとおり推進します。

- 1 サイバーセキュリティ基本法第5条では、地方公共団体はサイバーセキュリティに関する自主的な施策を策定し実施する責務があると明記されています。地方公共団体においては、国のガイドラインに基づいた情報セキュリティ体制を確保する必要があり、それを明文化したセキュリティポリシーの策定が求められています。そのため、最新のガイドラインに合わせて改定する必要があることから、令和5年度に鉾田市のセキュリティポリシーの改定を行います。
- 2 セキュリティインシデント※の多くは、ネットワーク機器やパソコンなどの電子機器の脆弱性や利用者を巧みに騙すことで侵入してきます。そのため、これらの脆弱性を修復するプログラムを都度適用し、本市においても地方公共団体に求められる最低限必要な情報セキュリティの強化を行う必要があります。本市のセキュリティレベルを保つとともに、業務の停止を回避するため、令和5年度以降順次セキュリティの強化を図ります。 **図表S-4-1**

図表S-4-1 PDCAサイクルの繰り返しによる情報セキュリティ対策の水準の向上



(出典) 総務省 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和5年3月版） 抜粋

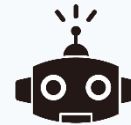
## 自治体DXの重点取組事項

### 取組事項⑤ 自治体のA I・R P Aの利用推進

#### 概要

A I※及びR P A※といった最新技術の登場は、地方公共団体が行う業務の効率化にあたって非常に期待されています。令和5年6月末時点の調査では、A Iの導入割合は都道府県、指定都市が100%、市区町村が45%となっており、R P Aの導入割合では、都道府県が94%、指定都市が100%、市区町村が36%となっています。特に、地方公共団体の定型的な業務の効率化については、業務プロセスの見直し、そのうえでR P Aを利活用し業務の自動化を図ることが有効であるとされています。

これらの最新技術を用いることで自治体における業務の効率化を推進し、行政運営コストの削減や必要な市民サービスへの人材の再配置を促すための取り組みです。



#### 国の方針

地方公共団体においては、国の作成する「自治体におけるA I活用・導入ガイドブック」及び「自治体におけるR P A導入ガイドブック」を参考に、A IやR P Aの導入・活用を進めるものとする。また、こうした最先端の技術の導入については、データの集積による機能の向上や導入費用の軽減の観点から、複数団体による共同利用を推進する。

※A I 人間のよう振る舞いができる人工的につくられた知能。大量のデータからパターンを抽出し、分類や予測、分析などを行う機械学習と、それらを自ら習得する「ディープラーニング(深層学習)」などを行う。

※R P A Robotic Process Automationの略。人手で行っている定型化された作業を、プログラムが代行して自動で作業を行うことができる技術。

## 本市の方向性

本市においても行政事務の効率化を図るため、これらの最新技術については積極的に取り入れることとし、最新技術の導入効果を最大限発揮できるよう取り組んでいきます。

本取り組みにあたっては以下のとおり推進します。

**1** 過去の実証実験結果や他市町村の導入効果を踏まえ、RPAやAI技術のニーズ調査及び効果が見込める業務の洗い出しを行います。ニーズ調査等については、イントラをはじめデモンストレーションの場で意見の集約を令和5年度から随時行っていきます。

また、事務の効率化に関する事例をもとに、個別にヒアリングを行い、本市の実状と先進事例を組み合わせ、効率的な導入を検討していきます。

**2** ニーズ調査や業務の洗い出し完了後に、対象業務において試験導入を行います。RPAを利用する上では事前にシナリオと呼ばれる作業指示をRPAに学習させる必要があります。この作業を外部委託ではなく、職員が柔軟にシナリオを作成・改善できるように操作支援を重ねることで、令和6年度以降に全庁的な導入を目指します。

また、これ以外のAI技術の活用についてもニーズ調査及び対象業務の洗い出しを行い、費用対効果を考慮し実証実験を行っていきます。

**3** 試験導入の結果、導入効果が見込める場合には業務フローに盛り込み、BPR（業務改善）を進めていきます。基幹系業務については、大部分が令和6年度末に標準化システムへ移行し、システム及び業務フローが大きく変更となることから、本格導入は標準化への移行を終えた令和7年度以降を予定しています。情報系業務※については、試験導入の成果を踏まえ、令和7年度からの本格導入を目指します。

※情報系業務

直接市民の情報を取り扱う業務ではなく、予算の執行や文書管理といった自治体を運営するための業務





## 本市の方向性

本市においてテレワークを導入するにあたっては、セキュリティ面のほか、人事管理や業務進捗、職員間の適切なコミュニケーションなど解決すべき課題がいくつかあります。また、市町村においては、窓口業務や問い合わせ対応が多く、全職員を対象とした制度化は難しい面もあります。

そのため、単に在宅ワークとしてではなく、離れた拠点においても業務ができるリモートワークもあわせて推進することで、国の方針や本市の地理的な課題の解消を目指します。

本取り組みにあたっては以下のとおり推進します。

- 1 国のテレワーク推進の一環として、地方公共団体向けに時限的に利用できるテレワークのソフトウェアライセンスを提供しており、本市においても数ライセンス配布されているものの、利用する上では端末などの制約があることから、全庁的な活用は難しい状況です。そのため、まずは既存の在宅ワークのテストユーザの利用状況や自席以外の業務ニーズ調査を行い、実現可能性や導入の可否を検討します。また、以前より本市においては分散型庁舎であるがゆえに移動時間や待ち時間といった時間のロスが課題となっていました。そのため、庁内の空きスペースや移動時間を有意義に活用できるよう、令和5年度にリモートワークの稼働環境の調査を行います。
- 2 在宅ワーク用端末については、要望調査の結果を踏まえ再配置等の検討を行います。拠点間でのリモートワークについては、ネットワーク環境や端末の準備が整い次第、令和6年度に試験運用を目指します。
- 3 現在の業務端末は各課の席に紐づいてアカウントを保有しています。今後、テレワークやリモートワークを実施するにあたり、リモート接続の仕組みを構築する上で、いつ、だれが、どこにアクセスしたのかといったログを収集するなど、不正通信や不正利用を防止する必要があります。そのため、適切な端末・ユーザ管理及び利便性向上の面から職員個々にアカウントを付与しID・アカウント等を制御する仕組みを検討し、令和7年度以降の構築を目指します。

## 自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組

### 取組事項① デジタル田園都市国家構想の実現に向けた デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化

#### 概要

デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解消や魅力向上の取り組みの加速化・深化を図る観点から、「デジタル田園都市国家構想交付金」が創設されました。この交付金を活用し、他の地域等で既に確立されている優良モデルなど地方からデジタル実装を進めることで、国が目指すデジタル田園都市国家構想の実現を目指すとともに、デジタル技術を活用し、地方公共団体における地域課題の解消や魅力向上及び地方への新たな人の流れを創出するための取り組みです。

#### 国の方針

「デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）」においては、地方はそれぞれが抱える社会課題について、地方公共団体を中心として十分に議論、認識したうえで、その解決を図っていくため、自らの地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）を描き、デジタル技術を活用しつつ、①地方に仕事をつくる②人の流れをつくる③結婚・出産・子育ての希望をかなえる④魅力的な地域をつくるという4つの取り組みを進めていくことが求められる。

そのうえで、地方がデジタルの力を活用した社会課題解決・魅力向上を図る上で、「地域幸福度（Well-being）」指標※を用いた取り組みの評価手法等を積極的に活用しながら、地域が一体となって幸福度の高い地域社会の実現を図り、その持続可能性を高めていくことが重要である。

そのためには、単に他団体の事業をそのまま模倣して導入するのではなく、各団体それぞれの地域課題に応じたデジタル実装を推進していく。

※地域幸福度（Well-being）指標

市民の主観的幸福感や生活環境、活動実績を数値化し、そのデータを組み合わせることで、暮らしやすさと幸福度（Well-being）を指標で数値化・可視化したもの。

## 本市の方向性

デジタル田園都市国家構想総合戦略においては、地方公共団体のデジタル実装に向けての基盤整備やデジタル技術を活用した社会課題解決に向けた取り組みを推進しています。 **図表S-7-1**

本市が抱える大きな課題の一つは、少子高齢化をはじめとした様々な要因からくる人口減少であり、人口減少に歯止めをかけるために様々な施策を行っています。一方で、人口減少が進んだ先に起こり得る地域の担い手不足に伴う社会インフラの停滞リスクにも備える必要があります。

人口減少という本市が抱える課題に対し、解消に向けた取り組みと将来のリスクに向けた取り組みの双方の視点から、デジタル技術を活用し施策を取り組みます。

本取り組みにあたっては以下のとおり推進します。

- 1 地域社会のデジタル化を推進するにあたっては、国のデジタル田園都市国家構想交付金の活用を念頭に、本市が抱える課題の解消及び将来のリスク対策に向けて、本市の人口規模や財政規模、住民ニーズなどを踏まえ検討していきます。
- 2 デジタル技術の活用に関わらず、新たな取り組みを開始すると、行政における事務の総量は増加します。事務量の増加により他の業務に影響を及ぼすことの無いよう、ワークフローも踏まえた一体的な制度設計を行います。

地域のデジタル化については、市民の利便性向上を図ることができる一方、利用者が減少した場合においてもサービスの停止が難しいことから、入念なニーズ調査を行うとともに、スモールスタートで取り組み、利用者や運営経費の確保、指標の設定と効果検証を行うことで、市民ニーズに即したサービスの提供を目指します。

**図表S-7-1** デジタル田園都市国家構想総合戦略の全体像 施策の方向



(出典) 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 デジタル田園都市国家構想総合戦略 抜粋

## 自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組

### 取組事項② デジタルデバインド対策

#### 概要

近年、5GやIoT、AI技術などのデジタル技術が進展し、従来できないと諦めていたことが可能な時代になってきています。国としては、デジタルにより目指す社会の姿として、地理的な制約、年齢、性別、障害や疾病の有無、国籍、経済的な状況等にかかわらず、誰もが日常的にデジタル化の恩恵を享受でき、様々な課題を解決し、豊かさを真に実感できる「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目指しています。

そのためには、サービス提供者側は機器やサービスに不慣れな方や機器等の利用が困難な方など利用者視点を第一に、ユーザビリティ※・アクセシビリティ※を最大限考慮したきめ細やかなサービスが求められます。

このようなデジタル技術によるメリットを多くの方が享受できるよう取り組むとともに、インターネットやSNS※による負の影響についても理解を促すことで、安全・安心なデジタル社会を実現していくための取り組みです。

#### 国の方針

オンラインによる行政手続きなど、スマートフォンの利用方法について、機器やサービスに不慣れな方などが、身近な場所で相談や学習を行えるよう支援するとともに、NPOや地域おこし協力隊等の地域の幅広い関係者と連携し、講座の開催やアウトリーチ型の相談など地域住民に対するきめ細やかなデジタル活用支援を実施する。

※ユーザビリティ	機器やシステムの操作性や覚えやすさといった使いやすさ
※アクセシビリティ	高齢や障害、病気など操作や視聴覚に制約がある方でも、機器やシステムを操作することができるような利用しやすさ
※SNS	ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略。インターネット上のコミュニティサイトのこと

## 本市の方向性

本市においては現在、公民館講座においてスマートフォン教室を実施し、スマートフォンの基本的な使い方を講義しており、デジタルデバインド対策につながっています。スマートフォンの基本的な操作については、今後も継続して支援していく必要があり、情報取得能力の格差是正に努めていきます。 **図表S-8-1**

また、次のステップとしてスマートフォンを活用した行政手続きや、市が発信する情報の取得、様々な行政サービスを楽しむよう支援を行うことで、デジタルデバインドの解消を行うとともに、デジタル技術を用いた行政サービスの利用促進を図ります。デジタルデバインド対策については、一過性の対策では効果が見込めないことから、デジタル技術を用いた新たな住民サービスの提供にあたっては、必要に応じて住民に向けた操作支援を実施することで、デジタル機器やサービスの理解醸成に努めます。

**図表S-8-1** インターネットの利用についての相談（令和4年、男女・年齢階層別） 単位：%

		相談できる相手がいる	家族・親戚	友人	自治会・町内会	市役所などの行政機関	携帯ショップ	家電量販店	その他民間サービス	その他の相手	相談できない相手はいない	相談は不要	無回答
全体		82.7	72.6	37.9	0.3	1	16.2	5.5	2.3	3.4	2.7	8.8	5.7
性別	男性	78.8	66.2	38.8	0.5	1.1	15.6	6	2.8	4	3.4	12.5	5.3
	女性	86.6	78.9	37.1	0.2	1	16.7	5.1	1.8	2.7	2.1	5.1	6.2
男性	6～12歳	89.3	88.4	14.9	-	0.4	2.4	1.6	0.3	1.2	1.2	1.6	7.8
	13～19歳	89.2	83.6	56.4	-	0.1	7.9	1.4	0.5	0.9	0.4	2.8	7.6
	20～29歳	80	68.5	54.9	-	0.9	15.9	5	2.3	3.3	0.9	13.5	5.5
	30～39歳	75	63	45.2	0.1	1.4	16.9	8.8	2.2	4.8	3	18.8	3.1
	40～49歳	75.4	62.2	44.3	0.4	1.1	17.6	7.4	2.7	5.3	3.7	17.1	3.8
	50～59歳	77.3	59.4	38.4	0.2	1.3	17.2	5.9	3.2	6.3	4.5	15.4	2.9
	60～69歳	80.5	65.4	31.7	0.8	0.9	17.5	6.2	4.1	4.7	4.3	12.2	3
	70～79歳	77.1	62.4	20.6	1.4	1.8	19.3	6.6	4.9	2.6	6.1	8.4	8.4
80歳以上	69.6	57.6	15.5	2.6	2.8	16.1	7.1	4.2	1.2	5.2	4.5	20.6	
女性	6～12歳	90.7	90.3	17.7	-	0.8	2.7	1.4	0.2	2.7	0.3	2.2	6.8
	13～19歳	91.6	88.7	53.2	-	0.4	9.1	3.3	0.6	1.2	0.5	1.5	6.3
	20～29歳	86.4	78.9	53.4	0.1	1.1	14.3	6.7	1.2	3	0.6	8.2	4.8
	30～39歳	84.5	75.6	45.9	0	1.2	19.1	7.5	1.8	3.1	1.7	10.2	3.6
	40～49歳	86.2	77.6	42.8	0.1	0.9	17.8	6.5	2.6	3.8	2.4	6	5.3
	50～59歳	90.1	80.5	36.8	0.2	1	19.8	5.2	2.4	3.7	2.4	4.6	2.8
	60～69歳	88.1	79.4	25.9	0.5	1.1	19.4	3.6	2.9	1.9	3.2	3.2	5.5
	70～79歳	82.5	73.8	19.4	0.1	1.2	20.9	3.6	1.6	1.3	3.5	2.1	11.9
80歳以上	71.5	65.8	15.2	0.5	0.2	14.9	2.8	0.2	0.3	3.8	2.3	22.5	

（出典）総務省情報流通行政局 令和4年通信利用動向調査報告書（世帯編） 抜粋

## 自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組

### 取組事項③ デジタル原則を踏まえた 条例等の規制の点検・見直し

#### 概要

国においては、構造改革に通底する5つの原則からなる「構造改革のためのデジタル原則」**図表S-9-1**を共通の指針として、デジタル改革、規制改革、行政改革といった構造改革に係る横断的課題を一体的に検討し、構造改革を強力に推進しています。DXを推進するにあたり、各法令等のアナログ規制※を横断的に見直すことで、デジタル原則への適合を目指すための取り組みです。

#### 国の方針

アナログ規制に関して、法律・政令・省令について調査し、それらの規制の点検・見直し方針を含む「デジタル原則に照らした規則の一括見直しプラン」を取りまとめ、工程表に基づき、令和4年度から令和6年6月までの2年間で、規制・制度の見直しを行う。

また、地方公共団体がアナログ規制の点検・見直しに取り組むにあたり必要となる推進体制の構築や作業手順の参考となる情報を整理した「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル」を公開し、地方公共団体の取り組みを支援する。

## 本市の方向性

本市においても、書面による申請や台帳管理など、アナログでの管理は依然として残っており、DXを推進するにあたっては、デジタルデータを主流に業務を見直す必要があります。そのため、国のアナログ規制の点検・見直しとともにデジタイゼーション※を推進します。

DXに取り組む中で、情報システムの標準化や新たなサービスの開始などにより既存の条例・規則などの法令と齟齬をきたす場面が生じます。それらについては、アナログ規制を前提にデジタル原則に基づき見直しを図ります。

- ※アナログ規制 社会のデジタル化を阻むとされる、人の関与を義務づける法律や政令・省令等における各種アナログ的な規制。例としては、目視判定や実地監査、書面掲示、対面講習などが挙げられる。
- ※デジタイゼーション アナログの情報をデジタル化することで、デジタルデータをもとにDXを推進するための取組。

図表S-9-1 構造改革のためのデジタル原則の全体像

第7層 新たな価値の創出	改革を通じて実現すべき価値 (デジタル社会を形成するための基本原則：①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献)
アーキテクチャ	構造改革のためのデジタル原則
第6層 業務改革・BPR/組織	<b>原則① デジタル完結・自動化原則</b> 書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
第5層 ルール	<b>原則② アジャイルガバナンス原則</b> (機動的で柔軟なガバナンス) 一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
第4層 利活用環境	<b>原則③ 官民連携原則</b> (GtoBtoCモデル) 公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
第3層 連携基盤	<b>原則④ 相互運用性確保原則</b> 官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるように、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
第2層 データ	<b>原則⑤ 共通基盤利用原則</b> ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。
第1層 インフラ	

(出典) デジタル臨時行政調査会 デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン (令和4年6月3日) 抜粋

図表S-9-1 デジタル原則の点検の方向性

① デジタル完結・自動化原則	①-1 紙の介在(書面、原本等)を見直し、申請・通知のデジタル化を基本とするとともに、行政内部のデジタル化を徹底すること
	①-2 人の介在(対面、常駐、資格者配置、拠点設置、目視、立入等)を見直し、点検等の遠隔実施、自動化・機械化等の最大限のデジタル化を基本とすること
	①-3 ルールをデジタルデータ化し、可能なものはアルゴリズム化することにより、機械判読可能な形で提供すること
② アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)	②-1 一律の様式、手法や基準(定期点検・検査等)を撤廃し、求める性能のみ規定することで、リアルタイムモニタリング等の技術活用によるコンプライアンス確保を基本とすること
	②-2 資格要件としての学歴、経験や体制整備等に関する一律基準を撤廃して精緻化し、技術力やデジタルリテラシーによる代替を認めること
	②-3 AI時代の安全管理手法を見直し、モニタリング・制御ソフトウェア導入、ログ保存、事故原因究明協力等の制度を整備すること
	②-4 AI時代の事故責任分担について法制度・保険制度・公的救済等を含めた一体的な仕組みを整備すること
③ 官民連携原則 (GtoBtoCモデル)	③-1 行政サービス提供に際しベンチャーなどの民間企業のUI/UXやサービス活用を基本とすること(GtoBtoC)
	③-2 公共・準公共サービスのデータ基盤はAPIを公開することを基本とすること
	③-3 マルチステークホルダーによるガバナンス(第三者認証、監査、共同規制、自主規制等)の導入を拡大すること
④ 相互運用性確保原則	④-1 書式・様式を撤廃してデータモデル化し、システム間のデータ再利用を基本とすること
	④-2 API公開・接続義務等によりシステムを疎結合化・簡素化し、ログインを回避すること
	④-3 域外適用、非対称規律解消、課徴金・制裁金の実効性確保等により、国家としての主権の確保にも留意しつつ国内外のイコールフットイングを確保すること
	④-4 国際規格への準拠、国、地方公共団体、準公共間におけるルールの整合性を確保すること
⑤ 共通基盤利用原則	⑤-1 IDを含むベースレジストリを特定し、その参照・利用を徹底すること
	⑤-2 目的外利用規制を整理することで、システム間のデータ再利用を可能とすること
	⑤-3 標準データ様式や調達仕様等は共通モジュールを再利用すること
	⑤-4 法令用語・タクソノミー(分類)の統一を図ること

(出典) デジタル臨時行政調査会 デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン (令和4年6月3日) 抜粋

## 自治体におけるDXの推進体制の構築

### 取組事項① 職員のデジタルリテラシーの向上

#### 概要

限られた予算の中、組織の壁を越えて、全体最適化の見地からDXを推進するためには、効果的な推進体制の構築が不可欠です。

DXを推進するにあたっては、ICTの見地を持った上で、自治体現場の実務に即して技術の導入の判断や助言を行うことのできるデジタル人材を確保することが必要であるとともに、実際に利用する担当者のICTの知識や考え方などのデジタルリテラシー※の向上もあわせて取り組む必要があります。

そのため、職層別研修や選択別研修などを効果的に組み合わせるなど、職員の知識に合わせた研修を行うことで、デジタル人材の育成を行うための取り組みです。

インターネット・リテラシー

Internet Literacy



著作権

検索

売買

コミュニケーション

プライバシー

公序良俗

判断

SNS

マナー

セキュリティ

#### 国の方針

DXを推進するにあたり、専門的見地から判断や助言を行うデジタル人材の役割は非常に重要であり、内部や外部人材の登用を積極的に進める必要がある。

また、一般行政職員の中でも、デジタル分野における専門知識を身につけ、専門的な人材と連携し、中核となって実務をまとめることができる職員の存在が重要となることから、各地方公共団体において、一般行政職員のデジタルリテラシー向上だけでなく、DX推進リーダーの育成にも積極的に取り組むことが求められる。

※リテラシー

その分野・内容・目的に応じた情報収集を行い、取得した内容を取捨選択し、活用するための能力



## 本市の方向性

本市においては、DXの推進に向けての専門人材の登用はなく、職員において取り組む内容を検討し、効果が得られると見込みがたったものを優先的に取り組んでいます。また、職員のICTにかかる知識量や今後のDXの推進にあたっての考え方にも差異があり、今後の取り組みを進めるにあたって懸案となっています。

DXの推進により市民の利便性の向上及び業務効率の向上を図る上では、全庁的に考え方の統一を図るとともに、最低限必要な知識量をもとにツールの導入及び周知徹底を図る必要があります。

そのため、国の制度等を活用し、外部人材の専門的な見地から意見を聴取することで、本市の実状に即した取り組みを進めるとともに、職員の理解度及び職層に応じた説明会や研修などに取り組めます。

また、新たなサービスを導入する際には、各事業課で普及促進ができるよう全体向けの説明会等も実施し、リテラシーの向上に取り組めます。

《令和5年度に開催したDX体験会の様子》



《令和5年度に開催した説明会の様子》



